

第25期 第16回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月13日（金）13時30分から15時30分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（15名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
4番	濱田	博之	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4. 欠席委員（3名）

3番	大伴	四郎左衛門	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員

5. 説明員（2名）

6. 傍聴人（1名）

7. 議事日程

- 議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第67号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について
- 議案第68号 農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書について
- 報告第77号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第78号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第79号 相続税納税猶予の適格者証明書について

- 報告第80号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第81号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第82号 農地法第51条第1項に該当する事案について
報告第83号 地域計画を定めることについての意見について
報告第84号 広報誌「みどりのこだま」第95号について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第16回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

まず最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。本日は、議席番号16番 石津 正嗣委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は中部選出の副会長であります小谷 英利委員をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

副会長 今、紹介いただきました小谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は音野委員、森元委員、そして、大伴委員が今現在、まだ出席されていませんので、在任委員18名のうち15名の出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長をお願いしたいと存じます。

議長 座ったまま始めさせていただきたいと思っております。

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

15番 森 繁孝 委員

16番 石津 正嗣 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No. 1の仰木二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 去る8月22日に地元推進委員と一緒に、譲受人に現地でお話をお伺いしてきました。この土地ですが、そもそもは譲受人のおじいさんがお持ちであって、お父さんの時に相続するのに、言ったらおじいさんに当たる方が持っておられたのですが、〇〇にお住まいでこちらでの農業は困難ということで、譲受人さんが以前からこの農地を管理しておられました。梅の木を植えたのですが、今は一部鹿に食われて苗木がまだ小さいというところもあったりとか、今、草刈りしていますが、これも譲受人さんがずっと夏場の暑い間も草刈りをしておられました。そもそもこの所有者は変わりますが耕作者は変わらないということなので、特に問題はないかなと思いますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定します。

続きまして、議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。

なお、本案件は過去に審議した案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施いただきませんでした。

農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、地元委員のご意見をお伺いします。No.1の和邇今宿につきまして、地元委員は本日欠席されていますので、事務局でお聞きのことがあれば報告をお願いします。

事 務 局 本日、地元委員が欠席とのことで代わりに聞いておりますことを代読させていただきます。

今回の案件につきまして現地確認ですが、地元委員と推進委員、そして申請人の代理人の3名で現地調査を実施しましたということです。露天駐車場としましては、現状の地盤のまま利用され、周囲に影響はないと考えますということです。

あと、当該土地に進入するために通ることになる隣接地の持ち主と書面にて合意が得られていることや、草刈りも行われていたことから問題ないと考えますということで、ご意見をいただいております。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委 員 11ページの農地転用第4条許可申請ということですが、この文章を読むと、真ん中に「隣地である〇〇様の土地を進入路として貸して頂く事とします」と。そして、地主さんが判子を押しておられるわけですが、先ほども説明の中で提出されたものをそのまま採用したとおっしゃったが、これ、どう考えてもおかしいなと思うんですが、それは大丈夫なんですか。

事 務 局 本来、もちろん許可申請でもありませんので、内容的なところを確認しましたところ、所有者の通行の承諾についてはこの書面で間違いなく確認を取っているということでございましたので、様式としてはこういった夕

イトルがふさわしくないとは思っているのですが、一旦これで受けておるような格好になります。

委員 タイトルよりも、文面を気にしているんです。貸していただくことにしますということで、下に〇〇さんお二人の住所氏名が書いてあるのですが、地主が貸していただくことにしますという、そこがおかしいのと違うかなと申し上げています。そこは大丈夫なのですか。

事務局 文面も確かにおかしな面はあるとは思いますが、口頭でのやり取りとそれに基づいた書面はこちらで確認を取って使うというところで、双方が納得されたものということで認識はしております。

委員 そんなのでいいのですか。

委員 すみません。これ、「〇〇様の土地を進入路として貸して頂く事とします」という文面ですが、下に〇〇さん2名おられるんですが、どっちの〇〇さんの土地を借りることを承諾しておられるの。承諾書でもないし、この書面からして、何の効力も何の意思表示もない、おかしな書面としか思えないのですが、事務局はなぜこれでオーケーを出されたのかというのを疑問に感じます。

これは第三者から土地を借りますよというための書類ですよ。それを取り付けないといけないというので、一旦取り下げてもらって延期していますよね。もう1回出てきた書類がこんなお粗末な書類で、それを事務局が受けたから委員会で承認せよというのは次元が低過ぎると思います。

賃貸借の書類であったり、ちゃんとこの〇〇さんと〇〇さん両名の土地を進入路として貸すことを承諾しますというのでお二方の署名があれば、ああ、なるほどなと思えるのですが、これは明らかに僕が捉えるには、〇〇さんの書面に〇〇さんが勝手にサインをしておかれるとしか思えない。でも、通られるのは〇〇さんの土地ですよ。

事務局 そうです。

委員 〇〇さんに承諾をもらわないといけないのですよね。

事務局 そうですね。

委員 だから、文面に「〇〇様の土地を進入路として」と書いてもらうべきではないのですか。違いますか。

事務局 文面でいう隣地である〇〇様の土地というのが、こちらの下に書いている〇〇番地の土地のことなのですが。

委員 　では、〇〇番地というふうに振ったらどうですか。文書というのは誰が見ても納得できるものでないとおかしいと思うんですよ。事務局だけが見て納得できるから、委員が全員これで納得せよというのはおかしいですよ。会長、そう思われませんか。

議長 　これに関しては、最初の農地転用第4条許可申請ということ自体も、先ほどおっしゃったとおり、文章がおかしいなというのがあるのですが、これ、事務局、これだけ差し替えてもらうということはできないの。

　今、ご意見があったみたいに、そのご意見の内容にこの文書を差し替えるということは今からいけるの。今からは無理ですね。

事務局 　また、総会に諮った上でそういったご意見が出たということで、申請人にお伝えすることはもちろんできますので。

議長 　そしたら、今の意見をまとめて。

委員 　総会にかけてないでしょう。書類不備です。これでは手を挙げられません。

議長 　まとめて、もう1度、この書類がおかしいということで意見が出ましたと。それで、今回に関してはその書類をきちっとしたものに変えていただきたいということで、総会でその話が出ましたということで話をしてもらえませんか。できますか。

事務局 　はい。そういった形で再度、申請人に伝えます。

議長 　今日、地元委員さんがおられないが、これ、1か月遅れるのかな。この書類をちゃんとしなかったらね。

事務局、今のこの書類がこれだけ問題になっているということは、これは全部やり直したほうがいいので、今回これは保留という格好を取れませんか。

事務局 　昨年度もそういった形で一月保留になった案件でございますが、昨年と同じようなところではございますが、また正しい書類の提出を求めるところで保留とさせていただければと思います。

議長 　対応をそのようにできますか。

事務局 　はい。

議 長 それでよろしいですか。保留になりますが。

委 員 一ついいですか。事務局のほうへのお伺いです。
この〇〇さんと〇〇さんの関係というのは親子関係ですね。

事 務 局 親子関係です。

委 員 親子関係であってもそれぞれ地権者として別々なのですよね。

事 務 局 所有者としてはそうですね。

委 員 これ一体になって〇〇さんが主体になって、こういう書面を書かれたと思うんです。でも、〇〇さんも関連しているから、入り口ですから。

委 員 本人です。

委 員 本人だから。だから、この辺が独立して申請をしてもらおうとか、一つに全部を網羅するというのは、ちょっと無理があるように思います。書面的にも、先ほど言っておられましたように、ちょっとお粗末な気がしますので、よろしくをお願いします。

委 員 ですから、事務局で書類を受けられる時に、きっちりと精査して、これぐらいやったらいいだろうみたいな安易なことで通さずに、きっちりとした書面で書き直してもらっておけば、今月、これ成立していますでしょう。事務局のせいで一月遅れているんですよ。そこは改善してくださいね。この申請者さん、かわいそうです。

しかも、地元委員さんでもこれは何回も動いておられると思います。
よろしくをお願いします。

議 長 ほかによろしいですか。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご意見等も出尽くしたようですので、議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は保留ということで、書類をそろえていただきますよう、よろしくをお願いします。

採決はいたしません。

続きまして、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりました。8月26日に実施しました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、地元委員にご報告をお願いいたします。

委員 今回、一日立会いとしまして、この4件、立ち合わせていただきました。まず、1番目の小野に関してですが、こちらは隣接する農地ということで、その周りには一つだけ畑があります。14番の写真を見ていただきまして、3番の写真、この真ん中に支柱がありまして、支柱より左側が下の図の〇〇番地の畑になります。今回はその手前の〇〇番地の畑になりまして、それが1、2、4番に写っている写真になっています。こちらを露天駐車場というか、ボート置場にされるとのことで、周りにあまり影響がないということと、以前にも1度申請されてそのまま計画どおり活用されているということと、今回も大きな問題もないのではないかと判断しております。

続きまして、2番の真野普門ですが、こちらにも説明がありましたとおり、現在お持ちの土地、家の前の畑に新しく息子さんが住まれる住宅を建てるとのことで、この持ち主の方の土地の中での建設ということで、説明にもありましたとおり、周りに農地がないということと、排水もしっかりとされているということで、こちらにも問題はないかと判断しております。

続きまして、3番の真野三丁目の農地に関してですが、事務局からも説明がありましたとおり、出入口と資材置場として使われるということです。28ページの地図を見ていただきまして、下のほうに真野一丁目と書かれた大きい通りと公道を結ぶ道路が今、建設中でございます。29ページの写真を見ていただきまして、1番目にある盛土はそれ用の土が置かれているということで、もともとは1枚の大きい田んぼだったそうなのですが、道路建設する用地買収として買われた残りの部分が今回のこの農地になっていると。今現在はイチジクが2本と柿を植えられていました。このイチジクに関しては移植されるそうで、こちらから持っていかれると。今回、ここを道路ができた場合に利用計画図のように進入口をつけられるとのことで、こちらの事務所のほうに大きいトラックで搬入するにも今は細い道を通ってこないといけないと。そういう意味では、事故とかの危険性があったりする中で、今回、この大きい道が作られこちらから入るという分に関しては、交通安全面も考えると適切ではないかなと感じましたので、周りにも農地のないこともありますし、こちらにも問題ないかというふうに判断しております。

続きまして、4番目の牧三丁目の土地ですが、こちらが露天資材置場、重機置場ということで、結構神経の尖るような内容ではあります。現在、いろんなところで問題があったりするような内容なので、ここは法人の方にはいろいろお話しさせていただいて確認をしております。もともと市外にある会社でして、ここまで来るのに有料道路を使うと大体20分ぐらいと

ということで、主に滋賀県内で仕事をされるので、この場所が一番適正であるというふうにはおっしゃっておられました。ここを盛土して露天資材置場として使われるとのことで、周りの農地に関して排水が流れないようにしていただくということと、その辺の確認をさせていただきまして、そこも問題ないと。40ページの地図を見ていただくと、真ん中に水路、ここから排水を流すということで、この土地に関しては若干傾斜をつけながら、真ん中の水路に雨水を持ってきてそのまま流すので、周りには影響がないというふうにおっしゃっておられました。

法人の方が農地を購入する際、土地としては残土が出たりとかそういうこともあるのではないかとというのが一番心配される場所なのですが、これが1つの担保になるかどうか分かりませんが、この法人さんは公共工事をメインとされている会社だそうで、そのような方がそういうふうなことをするのかというところが自分の中では1つの担保としてはあるのかなと。事業内容の把握が困難な法人であれば、そういうケースも結構あるのかなと思うのですが、〇〇の工事も携わっておられると。現在、〇〇の工事を今後、携わられるとのことで、公共工事をメインにやられている会社であるということは1つ信頼できる場所ではあるのかなというふうに個人的には判断いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の小野につきまして、地元委員は本日欠席されていますので、事務局でお聞きのことがあれば報告をお願いします。

事務局 地元委員が欠席ですので、代わりに報告させていただきます。

小野のNo. 1の案件ですが、現在、経営している会社の敷地を拡張されるものであり、特に問題ないと考えますということでございます。

よろしく願いいたします。

議長 続きまして、No. 2の真野普門一丁目及びNo. 3の真野三丁目につきまして、地元委員にご意見をお願いします。

委員 No. 2の真野普門一丁目の件、今の事務局と一日立会委員の説明で100%言ってくれましたので私の言うことはほとんどないのですが、この道幅が問題になっています。これは中へ入って建築するということですので、道は確保されるということで何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それと、No. 3の真野三丁目です。ここも計画道路がちゃんとでき上がってからでないとしっかりした道ということは分からないのですが、現在

写っているこの三角地のところも何も問題ないかと思えます。農地も隣接していないので問題ないと思えますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 4の牧三丁目につきまして、地元委員にご意見を願います。

委員 先月26日、一日立会委員、事務局、それと地元推進員と相手方法人及び代理人と現地を立会いさせていただきました。一日立会委員がおっしゃったように、3,000㎡ぎりぎり大変微妙な面積の結構大きなところで、たびたび問題になっています残土処分に係る部分ではないかなと懸念いたしていましたが、盛土については事務局が言いましたように、1mから1.5mぐらいのそんなに高く盛れる現場ではございませんので、その材質については甘土、購入土で盛土をするというふうに聞かせていただきましたし、残土の仮置場については速やかに撤去するという話も現地で確認をさせていただきました。

隣接地、40ページ右側について、まだ田んぼが残りますし、左側、西側も田んぼが残ります。右側については、一段高いですので、その高さに盛土をすると。左側の西側については、ワンクッション空けて土砂を流出させないように緩和措置を取って盛土をするというような話を現地で聞かせていただきました。

あとは、周辺に獣害対策のネットフェンスがずっとありますので、これは地元の農業組合としっかりと話をし、どう処理していくかをきちっと協議をして施工していただくように話をさせていただきました。

今後については、経過はどういう状態になるかはこれ以後、現地は見えていきたいというふうに思っておりますが、特にこの露天資材置場については今の段階では問題はないと考えますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委員 よく分かっていないので確認したいのですが、3番も4番も一旦切土をして盛土をされるというふうになっているのですが、これは地盤を安定させるために切土をされて良質な土を上盛っていくということなのでしょうか。そこを少し教えてください。

委員 その点も現地で聞かせていただきました。地盤を安定させるために、地盤改良をしてから盛土をするのかどうするのかという質問をさせていただきましたところ、甘土は軟弱ですので20cm、30cm除去して、その上に4番

のこの案件の場合は盛土をするという状況でした。地盤改良をすると、どうしてもセメント系、石灰系のそういうものが両側の田んぼに影響するのかなわないのでということで、甘土を取った後、盛土をするというふうに4番について私は確認させていただきました。

委員 ありがとうございます。3番はどうですか。

事務局 考え方としては聞いていますが、甘土はやっぱり軟弱なので取った上で、その上から盛土をして安定させたいということで、一定あります現在の甘土は取って整地されるということでございます。

委員 ありがとうございます。

委員 このNo. 4ですが、多分公道までの地面でベースを上げられると思うのですが、車両進入出入口になっているところ、下に水路が走っていると思うんです。これ、多分地図で言ったら右から左に向いての勾配で川は流れていると思います。上水がね。ここはどういうふうにされるのですか。

事務局 今現在も進入口がついておりまして、その進入口の下を水路が通っているような状態にはなっておりますので、特に新たに何か上に進入口をつくるとかそういったものではなくて、今現在の進入口をそのまま活用されるという形にはなります。

議長 そのほかご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。
No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定します。

続きまして、No. 2につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第66号No. 2は許可することに決定します。
続きまして、No. 3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第66号No.3は許可することに決定します。
続きまして、No.4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第66号No.4は許可することに決定します。
続きまして、議案第67号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見についてを議題といたします。それでは、農林水産課から計画案の説明をお願いいたします。

<農林水産課 説明>

議 長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いします。

<事務局、回答案の説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第67号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第67号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。
続きまして、議案第68号 農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委員 これ、読ませていただきました。取りまとめ、大変ご苦労さんでございました。

この中で1点だけ教えていただきたいのです。5ページ目、施策に関する意見書、昔で言ったら建議ですね。市街化区域の農地に関するところでちょっと気になる部分があって、市民農園制度の活用についてという項目です。

これをずっと読ませてもらったら、農園利用方式というのが出てくるのです。「農地法による権利を伴わないもので、農園を営む園主の指導の下、利用者に継続的に農作業の一部を行ってもらい、収穫物は農園開設者に帰属する」と。これはどういうことかと平たく言ったら、私の取り方では私が畑を持っていて、田んぼでもいいが、私の指導の下に皆さん集まってきてください。要するに、家庭菜園でも結構ですから、なすびやきゅうりの作り方を教えてあげますからといって募って、その収穫物を本来ならば耕作しに来られた方に分配したらいいのですが、今、これを読んでいると、収穫物は全部私のものだというふうな書き方がしてあるわけですね。この理解はそういうことですね。

ところが、そういうやり方ではなくて、「園主指導の下に、利用者に継続的に農作業の一部を行ってもらい、収穫物は農園開設者に帰属する」と。その中から今後は、「運営実態に即したものでないことから、早期に特定農地貸付法や市民農園整備促進法に基づく開設方式に移行するよう努められたい」ということを市長に言ってくれるわけですね。

ところが本当言って、私らも実際は遊休農地があるのですが、仮に遊休農地だったらこんな大層な貸し方をしたら、その農地が今度返ってこないのと違うかと。この特定農地貸付法というのは、こういうことですね。昔で言ったら〇〇が介入して、〇〇に一旦又貸しして、〇〇から所有者が借料をもらって、〇〇が参加者を募って貸し付けているような方式が特定農地貸付法だったんですね。そういうふうに理解しているのですが、それでよろしいですか。事務局に説明しているのですが、どうですか。

事務局 特定農地貸付法につきましても方式がいろいろとありまして、言っているように、農協が昔でいうふれあい農園、又貸ししてやる方法と開設者が直接やる方法とあります。今、ご存じのように、大津市のほうではファミリー農園というので、ここに書いてあるとおり農園利用方式、私も以前担当していたことがあるのですが、現状3農園まで減ってきています。市の考え方としても、今後は土地所有者が中心になって、特定農地貸付法による農園開設に移行するというので今、動き出しておられますので、それを後押しするような形でこれも加えさせてもらっています。

委員 そしたら、土地所有者に対する今のやり方とどうメリットの違いがあるの。特定農地貸付法、それから今言っているように、市民農園整備促進法

を活用するどんなメリットがあるの。

何でかと言うと、これから遊休農地の調査が始まる時に、この間、うちのエリアで特定農地貸付法を適用するかどうかという話が出てきて、その人の相談に乗ったことがありましたね。僕が見に行き行って聞いてみたら、自分ところの遊休農地を開墾して、整備して、それから何とかアドバイザーの免許を持って、家庭菜園みたいな菜園のアドバイザーみたいな免許を持っているから、みんなを募ってなすびやきゅうりやいろんな野菜の作り方を教えるんだと。これで言ったら、今の前段の話ですね。ここに書いている「農園利用方式で、農地法による権利は伴わない」というやり方ですね。要するに、オーナーさんが野菜作りしたい人を集めて、自分のところの土地で収穫物はオーナーさんのものだというやり方ですね。権利は。

ここの書き方によると、そうではなくて、そういうやり方から今度は特定農地貸付法や市民農園整備促進法に基づく開設方法に移行してくださいよと、こういう動きをしてくださいよと市長に建議してくれるわけですが、実際、私らで遊休農地を持っておられる人が遊ばせておくのやったら、今度、特定農地貸付法に則って土地をそういうふうに使いなさいよと、市民農園整備促進法に則って遊ばせている土地をそういうふうにしときなさいと。そしたら、やかましく草を刈ってくれと私が言う分が助かるやろうと。いつも私が草を刈ってくれと言うのも聞き苦しいやろうとって、遊休農地の解消を進めていくのですが、誰もそんな話に乗ってくれないと思いますけれどもね。私の市街化区域の農地だったらね。

それで、これは市街化区域の農地を持っておられる人なんかは対象外の話なのか、その見解はどうなのでしょう。

最後のまとめがどう書いてあるかと言ったら、要するに「遊休農地の解消にも繋がる施策であることから、市民農園の増設等を検討されたい」といって、私が今言ったように農業委員がそういう遊休農地を持っている人に検討されたい、どうですかと言ったところで、確かに遊休農地の解消はできても、この話に乗ってくれるかなと。

この間も事務局から、相談に乗ってやってくれと言われて、その人は実際は自分がアドバイザーになって野菜作りを教えて今やっているのですが、そういうやり方ではなくて、特定農地貸付法に基づくところのやり方に改めてくださいと言ったところで、いや、そんなんしたところで何のメリットがあるのと言われてたら、市の動きからそうなります、意見書で今、市長に言っています言っても、そんなこと、あなたが勝手に言われるだけであって、勝手に言ってもらってはかなわないという話になってくる可能性にあるわけですね。私は私のやり方で遊休農地の解消に努めていきますという人もおられたら、大津市の姿勢とここだけが我々が持っている市街化区域の農地の遊休農地対策というのには実態的になかなか適応しないのと違うのかなと。その辺はどういうふうに考えておられますか。

皆さん、どうですか。市街化区域の農地を持っている人に関して。

議 長 うちの町内にもこれがあるのですが、暑い中でもみんな熱心には野菜作りしておられるんです。

 ただ、地主さんが貸しておられるのですが、畦の草刈りは地主さんが刈るんです。私のところへ草を刈ってくれと声がかかるのです。

 ただ、その草刈っている間も畑へ来てみんな熱心にやっておられるところを見ると、草刈りをして値打ちがあるのかな、その区画の中ではきれいに草引いておかれるのでいいのかなとは思いますが。周り、四方に家が建っているので、そのまま放ったらかしにしてあると、また苦情も出てくるやろうし、まだ野菜が植えてあるというのを見ると、周りの人も安心されるのかなと思いますね。

 だから、農地だけのことではなくて、市街化区域の場合は家に住んでおられる方がおられるので、その辺も少し考えないといけないのかなと思います。

委 員 分かります。今、会長が言っておられるのはもっともです。私のところは、地域の開発が今どんどん進んでいって、宅地造成が進んでいって、そこに子育て世代がどんどん住んでいるところですよ。

 ただ、農地が宅地造成の対象になって売れているところはいいのです。

 ところが、売れ残り、私のところはもう少しやりますからしばらくは売りませんと言って、周りを住宅に囲まれてしまう。そうすると、不動産屋ももう手を出さない。一部陰地になっているような土地になってしまう。そこが遊休農地で残った時に、誰かに貸したらどうや、草なんか刈っているところではないだろうと言ったって、そうなったら誰も借りないし野菜もできないし、売るタイミングを外した土地というのは、市街化区域の農地は本当にどうしようもできない。税金が高いだけで。

 その時に、今、一部はこうやってオーナーさんが家庭菜園での野菜作りを自分の農地で遊休農地にならんがためにみんなに指導してやっておられるのですが、それは今言っているように、ここでいう特定農地貸付法に則るやり方ではなくて、自分が集めて指導してやっておられる方式で、それを今言っているように誰かに貸し付けたり、例えば〇〇に貸し付けたり、それから例えば自分がそういうことをやったりするというような方法は、農業委員としてそういう方向に改めていってくださいという言い方はできませんね。

 今、〇〇委員が言われたように、野菜づくりを一生懸命しておられるが、それをやめて遊休農地になってきたら、今度、地域から苦情が来ますよね。

議 長 そうですね。だから、埋まっている間はいいんですよ。何区画かありますので、2反分あるので、あれどのぐらいかな。区画というのは決まっているんですよ。何人もの人が入ってきておられるので。だから、1人がやめられてもまた次の人が来られる可能性はありますね。

委員 何が言いたいかと言ったら、この件に反対するわけではない、意見ではないですが、こういう意見で上げてくれることは大変結構ですが、私らみたいに市街化区域を持っているところからしたら、特定農地貸付法に則ったり、今言っているように、市民農園整備促進法に則ったやり方で遊休農地を解消していってくださいというのは、農業委員として遊休農地を持っておられる人に我々はノウハウを持っていないからなかなか難しいと思います。意見ではないですが、その辺で質問させてもらったのです。

事務局 堅い話をして申し訳ないのですが、農業委員会の立場として、もちろん農地法を守ってもらうというのが前提になっています。

その中で農園利用方式というのは、本来書いてあるとおり、農地法には基づかないものになってきますので、立場上、農地法に基づくものに誘導してもらうという意味合いからすると特定農地貸付法。

市民農園整備促進法というのは、施設を伴う結構大きいものになってきますので、これは大津市では今のところ無理だと思っていますし、その場合、開設者が例えば大津市がなって、かっこいい言葉で言えばクラインガルテンとかいうのですが、そういう休憩施設とか使われる農具の保管庫を整備した上でやっておられるというのが市民農園整備促進法に基づく農園になってきますので、それはないかと思いますが、農林水産課が主体になって誘導を今しようかなという思いも持っておられるみたいなので、その辺は加味しながらできることからそういう形で農地法に基づくものに移行できたらいいのと違うかなということ、農業委員会としても立場上農地法を守ってくださいということになりますので、こういう書き方になってくるのは仕方なかろうかなと。

ただ、それを強制するものでもないもので、確かに自分が区画つくって貸してやるというところも多々というか、今それしかないので中心だし、たちまちそれに移行せよということではありませんので。

ただ、できれば農地法に則った形のものにきちんと移行してくださいよということで捉えてくださったらいいのかなと思います。

委員 了解しました。今おっしゃるように特定農地貸付法、法令に遵守してくださいと。今は言ったら実態は闇だから正規な、要するに法令遵守したやり方にできるだけ移行してくださいということですね。分かりました。

議長 そのほかご意見はございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。ただいまの議案第68号につきまして、原案のとおり意見書を提出するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第68号は可決することに決定いたします。
つきましては、この内容で、10月をめどに大津市長に対してこの意見書を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 続きまして、報告案件です。報告第77号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第78号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第79号 相続税納税猶予の適格者証明について、報告第80号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第81号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

- 議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

- 委 員 分からないことが2点あるのですが、1点目は2ページの2番、転用目的が墓地とありますが、こういうのはどこでも売れるのですか。

- 事 務 局 この転用目的は、もちろん珍しいものではあるのですが、農地を農地以外のものに変えるという場合は、こちらの市街化区域であれば届出が必要となっております。

墓地の場合は、墓地埋葬等に関する法律とってまた別に規定するものがありまして、保健所の保健総務課というところで協議をする必要のあるのですが、そちらについては届出者代理人に確認したところ、しっかり協議を済ませて今回墓地として使用していくということは問題ないと報告を受けております。

以上でございます。

- 委 員 それともう一つ、8ページの4番とかは今までからよく出てきているのですが、報告事項で畑が宅地になったもので後から農地転用しましたという報告は一回も出てきていないのですが、こういう場合はこのままずっと放っておられるものですか。何回もこういうようなパターン、現状は宅地で昔は農地でしたと。でも、それについては農転しましたよとかというふうな報告は全然出てこないで、それは放ったらかしておいてもオーケーということですか。

事務局 この3条の3の目的の一つにもあるのですが、3条とかで権利移動があった場合は、その都度審議させていただいて皆さんが把握されるのですが、相続などの場合はそもそも事務局のほうに情報が届きませんので、それは届出いただくことによって、そのタイミングで仮にもし違法転用になっている場合とか、転用届を出されたのですが、結局そのまま登記地目を変えておられないような場合も多々見受けられますので、それは届出られて新たに権利を取得された方に対して、法によった手続をお願いするという形で、そのタイミングを逃さずにこちらからご案内もしておりますし、またこちらが出している届出の受理書のその他の特記事項として、事務局にご相談くださいということも明記しておりますので、適切な対応はしているというふうには考えております。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

委員 何回も質問するような感じですがすみませんが、〇〇委員の質問に関連するものです。この相続のための3条の3の規定による権利取得の届出というのは、前にも質問したと思いますが、要するに法務局が持っているシステムとこっちが持っているシステムとの間のタイムラグがあって、要は紙ベースで相続人から提出してもらえなかったらリアルなデータ把握ができないというような理屈から、この農地法3条の3の規定による権利取得の届出というのは来ているように、この間、お聞きしたのですが、そうですね。

事務局 はい。

委員 これ、解決策としたら、実際は今のデジタル化の世の中だったら、本当は法務局のデータが農業委員会のデータやらとマッチングしたら、これを出す必要ないわけですね。

ところが、年に1回しかマッチングさせないということになっているから、この紙ベースで頂こうということですね。

この相続人から3条の3申請を紙ベースで持ってこられたものは、法務局にもう一回フィードバックしてあげても。

事務局 もともと相続登記が済んで、このように完了しましたというものを添付書類として土地の謄本などを証明資料としてつけていただいているので、特に事務局から法務局へのフィードバックというのはなくて、むしろこの届出の目的は、こちらが把握している農家台帳の情報を最新のものに書き換えるため、事務局としても今、この土地の所有者、誰が持っているのかというのを最新の情報を把握するために出していただいている意味合いが強いです。

委員 了解。要するに、法務局が先行しているわけですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員 分かりました。了解。

事務局 後ほどの勉強会でもこの3条の3は触れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見も出尽くしたしようですので、続きまして報告第82号農地法第51条第1項に該当する事案について、事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問ございますか。

委員 これ、法の隙間をかいぐってやっていこうというようなことをやって、ばれてしまったし、いろんなどころと協議したということをお願いなのですが、結局、裏を取ったらそうでもないというのですよね。

なので、これ、次回にとおっしゃっていましたが、どういう方向に持っていこうと局長は思っておられますか。

事務局長 まだ、二役のご意向も伺っていない状況ですので、まだ最終どうしたものかというのは実質思案しているというふうな状況です。

ただ、実状的なところを少し調べているところでして、その状況を報告させていただきますと、例えば申請書どおりに是正せよというふうな行政処分を下すということにしましたら、もちろんプレス発表等もあるのですが、その命令に従わなかった場合、行政代執行といいまして大津市が代わってその土砂をどける工事をして、そのお金を申請者に請求するという流れになるのですが、そういった代執行まで踏み切るのかという点が大きな課題の1つかなというふうに思っておりまして、その辺、事務局だけでは判断しきれないところもありますので、大津市としてどうするかという判断が必要かなというふうには考えております。

現状としましては、8月末にも現地確認してきたところ、見た目的にはきれいにされたようにも見えるのです。ただ、それで安全性がどれだけ担保されているのかというのが全く誰も予想できないという形状でもありま

す。このまま地面が固まって安定してなっていくのかもしれませんが、大雨とかの際に崩れるということもあるかもしれませんし、その辺も踏まえ最終どう判断していくかという大きな方向性が必要になるのかなというふうには考えているところです。

以上です。

委員　　これ、局長、今、農業委員会の事務局長という立場で二役とご相談していろいろ結論を導いておられるような感じだが、これを読んだ限りにおいたら、いろんなセクションの人間が関与していますよね。産業廃棄物であったり大津土木事務所管理調整課であったり。この辺は局長が全部担ってやっているような感じですが、ここらの責任というのは行政としてどうなのでしょう。

事務局長　説明が漏れておりましたが、もちろん農業委員会だけで所管できる部分ではございませんので、既に何回か市長報告もさせてもらっている時には、産業廃棄物対策課、土砂条例の管轄をしているところとかと一緒に協議に入っておりますし、また今後、次の協議の時には、路政課とか総務課とか関係する部署と一緒に入って協議することになるかもしれませんし、その辺はまだ日も決まっていらないような状況でして、今、議会の最中でしてなかなか日程調整がつかないというところもございます。

ただ、できるだけ早く調整をした上で、その方向で進めていければというふうに思っております。

もちろん、農業委員会だけで対応できるものではないというふうに考えております。

以上です。

委員　　分かりました。

委員　　この件、前から私も意見言わせてもらっているとおり、弁明書を見る限り3者連名という形で出ているんですね。そもそも許可は3,000㎡以下で3つ出たというのが本来です。相手方に対しても文書は各者に対して出されているのに、連名で出してくる自体がまず間違っているように私は思います。それが1点。

あと、先ほど別の委員も言われたとおり、農地法って大変弱いというのか、農地法というのは農地を農地以外にすることを規制するというのが主な目的なんですよね。この行為は盛土とかそういう行為がもともとあった計画と違いますよということであって、農地法の農地以外に農地転用の許可を出したら、もうそれで極端の話、もう終わってしまうような感じにも見受けられるのですね。管理法ではないので。

ですから、その河川法なり道路法なりほかの法律のもっと強いもので一緒になってやらないと、これはもうやり得というのか、私はそういうふう

になってしまうように見えるので、市の関係する機関と何者か一緒になってやらないと、農地法、農業委員会が出している許可だけでは私は大変弱いというふうに思うんです。

今後のこともあるので、この際、そういう前例というのか、きちっと処理をできるように、今後もお願いしたいと思いますし、この文書を見る限りはやりましたということしか書いていないので、何らかの対応をしていかなないと前例になってしまうような形になるので、意見として話をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 それでは、ほかによろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたしようですので、続きまして報告第83号地域計画を定めることについての意見について、事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますか。

委 員 今宿のほうですが、この中で、〇〇とその地域を担う方、この方〇〇の方だと思うのですが、やっぱり地域計画はその地域で担い手、中核農家を發揮してもらうのが原則だと思うのです。この辺、以前からこの〇〇さんは今宿をやっておられるということなのですが、将来的には10年後、20年後についてはその辺が地元の方ではないので、それとまた、〇〇との競合のところの話合いはできているのですか。分かる範囲で結構ですし、お願いします。

事 務 局 一応、こちらにつきましては、地域計画を作成するにあたって、今回、今宿に関しては今宿の農業組合が作成主体となって調整しておられます。その中で、もちろんアンケート調査なんかをした上でやっておられますし、農業組合の総会で意見を聞いた上で市のほうに提出されておられますので、今、ご意見のあった内容につきましては、きちんと調整した上で作成されているものと思っております。

以上です。

委 員 はい、分かりました。

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたしようですので、続きまして報告第84号

広報誌「みどりのこだま」第95号について、事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

- 議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますか。
- 委員 この見開きの中のページの中山間地におけるユーカリの栽培とあるのですが、ユーカリの木って大きく育つと思うのですが、これを植えても田や畑でいけるのですか。森林にはならないのでしょうか。
- 事務局 確かにその懸念はございますが、こちらは肥培管理をしてくださって、今回、遊休農地をなくそうなくそうというだけと違って、具体的な提案ができないかということで、こういうのを考えさせていただきました。言い出しっぺは私ですが、農林水産課と農協、それと県の昔でいうと普及所と一緒に連携させていただきまして、先日、大阪の花き市場を見に行ったり、先進地である甲賀市も見に行かせていただきまして、一応市場への出荷を前提に推進していこうではないかということで、今、話をさせていただいています。そのために、もちろん肥培管理が必要ですし、出荷することによって、おおむね2 m程度の高さでやっていける感覚を持っていますので、大丈夫かと。
というか、大丈夫な人に限定していこうかなと思います。ユーカリの種自体があまり手に入らない状態にありますので、ここに書いてあるとおり、〇〇では、花の出荷とか既に〇〇のほうでもユーカリをやっておられる人がいるので、大阪の花き市場にもルートがありますので、そこを中心に進めていこうかなということで話をしていますので、誰でも植えてという書き方はしてあるのですが、問合せがあれば植える方については厳選した上でやっていきたいなと思っています。
以上です。
- 委員 これはコアラは食べるけれども、鹿は食べないのでしょうか。
- 事務局 獣害は大丈夫みたいです。それもあつたので、獣害にも強いのと市場性があるというので、県内でも高島や甲賀、それから彦根などその辺でも既にユーカリに着手しておられるので、大阪の花き市場に行ったら既に大分市場が広がってきているし、遅いですよという助言は受けたのですが、一応獣害に強い作物というのでユーカリを選定しています。
以上です。
- 委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたしようですので、事務局からその他の報告をお願いします。

 <事務局、資料に基づき報告>

議 長 全体を通して何かございますか。なければマイクを司会に渡します。

副 会 長 慎重に審議をしていただき、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

 以上をもちまして、第16回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

 これにて定例総会を閉会といたします。本日はありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（濱田 博之 委員）

印

委 員（森 繁孝 委員）

印

委 員（石津 正嗣 委員）

印